

高齢者虐待防止

高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、次の行為を高齢者虐待と定義しています。

- ・ 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
- ・ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・ 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
- ・ 介護・世話の放棄：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
- ・ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

高齢者虐待の早期発見のためのチェックリスト

あなたの身近で下記の項目に当てはまる人はいませんか。

高齢者虐待発見の手掛かりとなる「虐待の危険サイン」です。

【本人の様子】

- 身体に不自然なケガや傷がある
- 急におびえたり、怖がる
- 栄養失調、脱水症状がみられる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする
- 悪臭がしたり、服が汚れている等の不衛生な状態
- お金があるのにサービス利用料や生活費の支払いができない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない

【家族（養護者）の様子】

- 介護に疲れている
- 無気力、投げやりである
- 高齢者を怒鳴る、しつけと言って叩く
- 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
- 介護サービスを受けさせない
- 高齢者と親戚や友人等を会わせない
- 保健・福祉の担当者と会うのを嫌うようになる
- 高齢者に関する話題を避ける

高齢者虐待の発生防止と早期発見のために

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりうる身近な問題です。

高齢者とその家族が孤立しないように地域で温かく見守り、地域全体で支えましょう。

困りごとがあれば相談機関を活用しましょう。

【高齢者虐待に関する相談先・通報先】

鮭川村地域包括支援センター 55-2111（内線138）

鮭川村健康福祉課福祉係 55-2111（内線135）

※高齢者の命に係わる危険があると思ったときは、すぐに110（警察）へ